

食 品 安 全 委 員 会 第 95 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 17 年 5 月 19 日（木） 14:00 ～15:25

2. 場所 食品安全委員会大会議室

3. 議事

（1）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について

・動物用医薬品 2 品目に関する食品健康影響評価について

① リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体（リン酸チルミコシン 20%（原薬））及び豚の飼料添加剤（動物用プルモチルプレミックス－20、同－50、同－100）

② 鶏の産卵低下症候群-1976（油性アジュバント加）不活化ワクチン（オイルバックス EDS-76、EDS-76 オイルワクチン-C 及び日生研 EDS 不活化オイルワクチン）

・微生物に関する食品健康影響評価について

調製粉乳にセレウス菌の規格基準を設定すること

（2）動物用医薬品専門調査会における審議状況について

・塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体（塩酸ジフロキサシン）

及び豚の飲水添加剤（ベテキノン可分散 25%）の再審査に係る食品健康影響評価（案）に関する意見・情報の募集について

（3）牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について

（厚生労働省から説明）

（4）食品健康影響評価技術研究について

（5）その他

4. 出席者

（委員）

寺田委員長、小泉委員、坂本委員、寺尾委員、中村委員、本間委員、見上委員

（説明者）

厚生労働省 南監視安全課長

（事務局）

齊藤事務局長、一色事務局次長、小木津総務課長、村上評価課長、藤本勧告広報課長、杉浦情報・緊急時対応課長、福田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1－1 動物用医薬品の再審査に係る食品健康影響評価について
- 資料 1－2 「調製粉乳にセレウス菌の規格基準を設定すること」に係る食品健康影響評価について
- 資料 2 動物用医薬品専門調査会における審議状況について
- 資料 3 牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について
- 資料 4－1 食品健康影響評価技術研究の実施方法について
- 資料 4－2 食品健康影響評価技術研究運営委員会の開催について（案）

6. 議事内容

○寺田委員長 ただいまから「食品安全委員会」の第 95 回の会合を開催いたします。本日は、7 名の委員全員が御出席です。

また、本日は厚生労働省から南監視安全課長に御出席を頂いております。

本日の会議全体のスケジュールにつきましては、お手元の資料に「食品安全委員会（第 95 回会合）議事次第」というのがございますので御覧ください。

資料の確認をお願いいたします。

資料 1－1 が「動物用医薬品の再審査に係る食品健康影響評価について」。

資料 1－2 が「『調製粉乳にセレウス菌の規格基準を設定すること』に係る食品健康影響評価について」。

資料 2 が「動物用医薬品専門調査会における審議状況について」。

資料 3 が「牛海綿状脳症（BSE）確定診断の結果について」。

資料 4－1 が「食品健康影響評価技術研究の実施方法について」。

資料 4－2 が「食品健康影響評価技術研究運営委員会の開催について（案）」。

お手元に資料ございますね。

それでは、議題に入らせていただきます。「（1）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について」であります。動物用医薬品 2 品目及び調製粉乳にセレウス菌の規格基準を設定することに関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、情報・意見募集の手続が終了しておりますので、まず初めに動物用医薬品 2 品目につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料 1－1 に基づきまして御説明をさせていただきます。今回お諮りいたしますものは、リン酸チルミコシンを有効成分とする動物用医薬品。それから、鶏の産卵低下症候群に対する不活化ワクチンの 2 品目でございます。それぞれにつきましては、既に「動物用医薬品専門調査会」におきまして、食品健康影響評価のとりまとめが終わっております。

資料 1－1 を 1 枚めくっていただきますと、リン酸チルミコシンについての食品健康影響評価の内容がそこがございますが、リン酸チルミコシンはマクロライド系の抗生物質で

ございまして、適用種は豚の肺炎ということで、これは飼料1トン当たりリン酸チルミコシンとして50～200 g以下の量を資料に混ぜて、7日間の経口投与するという使い方をするものでございます。勿論、これは豚の肺炎の治療に用いるということでございます。

本品につきましては、再審査に係る評価ということですが、これは2品目とも承認をして所定の期間、これは6年間の再審査期間が経過したために、薬事法に基づいて再審査の申請がされたものでございまして、その承認されてから今日に至るまでの期間、安全性に係る新たな副作用報告、あるいは安全性を否定する研究は特に出ないということなので、これについては問題ないだろうというのが専門調査会の御結論でございました。

追記といたしまして、2ページの3行目から「ただし、本剤はマクロライド系抗生物質であるので、薬剤耐性菌を介した影響については今後別途検討されるべきである」というなお書きが書いてございます。

2品目目の、鶏の産卵低下症候群の不活化ワクチンでございますが、これはIII群アデノウイルスである原因のウイルスを不活化したものを主剤といたしまして、これを鶏に注射して使用されるものでございます。これにつきましても、同様に安全性について特段の追加的な情報はないということで、本品については4ページの一番最後でございますけれども「安全性に係る新たな副作用報告、安全性を否定する研究報告は認められておらず、提出された資料の範囲において、当生物学的製剤に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられる」という御判断になったものでございます。

これら2品目につきまして、本年の3月31日の食品安全委員会に御報告をさせていただきまして、それ以降4週間にわたって御意見・情報の募集をさせていただいたところでございますが、不活化ワクチン、鶏の産卵低下症候群の不活化ワクチンについては御意見はございませんでした。ということで、専門調査会ではこれについては原案どおりということで、今回、食品安全委員会に対して御報告をいただいたものでございます。

もう一つのリン酸チルミコシンにつきましては、1通の4項目にわたります御意見がございました。これは、資料1-1の最後の6ページに「参考2」となっておりますけれども、そこに表の形でとりまとめております。

御指摘の内容でございますが、1つは、特段承認されて以降、新たな知見はないということで、問題ないという御判断に専門調査会でなったわけですが、1996年のWHOの専門調査会の報告書に、A～Cまでの記述がされていて、これらの理由から12か月以上の毒性試験は要らないという判断になっているけれども、そういう判断についてきちんと評価をしたのかというのが1点目でございます。

2点目は、国際機関の評価とは別に、オーストラリアでは安全係数を更に20倍を取っているのです、そのようなことについてオーストラリアのADIの設定根拠についてきちんと論議を行って、今回の結論に達したのかというのが2点目でございます。

これらの御指摘につきましては、このようなことも十分知った上で、今回の結論となったというのが、専門調査会の回答でございまして、日本、あるいは国際機関のJECFA

において毒性評価が行われていて、これらの評価結果、それから新たな情報がないかどうかということについて検討を行った上で、再検討の必要はないという判断になったということ。

それから、追加の 20 を設定するというようなオーストラリアの考え方は取らなくてもいいという判断になったということを書いてございます。

3 番目は、このとりまとめの中で J E C F A の報告書の中でも長期毒性試験と書いてあるところが、慢性毒性試験となっているのはおかしいのではないかと御指摘でありまして、専門調査会では化学品の chronic toxicity という言葉の翻訳として、1 年間の試験も含めて慢性毒性と表現することについては問題がないと考えてはいるけれども、過去、厚生労働省における食品衛生調査会での報告書の中でも、12 か月経口投与試験というふうに書いてあるので、そのような誤解が生じないように表現は修正するというのが、3 点目の御指摘に対する回答でございました。

抗菌剤耐性、抗生物質耐性問題についての御指摘でございまして、これについては別途耐性菌問題については検討中でございますという回答となっているところでございます。

これらの回答を用意いたしまして、専門調査会では当初の原案どおりの食品健康影響評価でよろしいのではないかと御結論になりまして、これら 2 品目につきまして、5 月 18 日付けで食品安全委員会委員長あてに御報告があったものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいは記載事項にしまして、何か御質問、御意見ございますか。よろしいですか。

それでは、動物用医薬品 2 品目につきましては「動物用医薬品専門調査会」におけるものと同じ結論となりますが、提出された資料の範囲において、当該動物用医薬品に関する安全性に係る新たな知見の報告は認められないと考えられるということでよろしゅうございますね。

（「はい」と声あり）

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして「調製粉乳にセレウス菌の規格基準を設定すること」につきまして、御説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料 1－2 に基づきまして御説明をさせていただきます。今回の案件は、厚生労働省さんより国内に流通している調製粉乳に対する規格として、グラム当たり 100 個という基準をつくってはどうかと。つくることについての食品健康影響評価を求めるとのことに対する御回答と申しますか、お返事でございます。

「微生物専門調査会」におきましては、本件につきましては、2 枚ほどめくっていただきますと、検討の経緯というのがございますが、平成 15 年 10 月 6 日に本件につきまして、厚生労働大臣より評価の依頼、評価の要請があった以降、専門調査会を何回か開きまして、あるいは追加の資料の提出を求めるなどして、慎重に審議をしていただいたところでござ

います。

その結果といたしまして、資料 1－2 の最初のページに戻っていただきますが、このような結果となっているわけでございます。

1 つは「我が国において、低出生体重児のセレウスによる全身性感染症が何例か報告され、健康被害を起こしている事実はあるが、それらに関して『微生物専門調査会』で調査した限りにおいては、調製粉乳との因果関係は認識できなかった」ということでございまして、諸外国の状況の調査においても、むしろ調乳後の不適切な取り扱いに原因するものであって、セレウスによる全身性感染症に罹患する食品健康影響評価については、調製粉乳を摂取することによって、低出生体重児がそのリスクを負うということについて、現時点において極めて低いという御判断になったものでございます。

次のページにございますが、そういう分析を基に、国内に流通している調製粉乳中のセレウスの汚染実態は、厚生労働省によって基準値として提案された、100/g よりもはるかに低いという実態についても御報告を受けておりますので、この事実より 100/g の基準値を設定したとしても、先ほど御報告いたしましたリスクについて、そのリスクに影響を及すとは考えにくいという御判断になったものでございます。

3. は、なお書きでございますけれども、1. で出ておりますような、調乳後の取り扱いによって問題が発生したというような国外での事例を考慮すると、調乳後に適切な取り扱いが行われるよう、厚生労働省による、一般消費者、病院、児童福祉施設等に対する指導等が重要と考えるという御判断になったものでございます。

これにつきまして、17 年 4 月 14 日の本委員会におきましてお許しを得て、4 月 14 日から 5 月 11 日まで意見・情報の募集をさせていただきましたが、本件につきましては、特段の御意見はございませんでしたので、5 月 12 日付けで「微生物専門調査会」座長より、本委員会委員長あてに御報告のあったものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいは記載事項にしまして、どなたか御質問、御意見ございますか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては「微生物専門調査会」におけるものと同じ結論となりますが、「調乳後に適切な取り扱いが行われるよう、厚生労働省による一般消費者、病院、児童福祉施設等に対する指導等が重要と考えられる」ということでよろしゅうございますね。

（「はい」と声あり）

○寺田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に「動物用医薬品専門調査会」における審議状況につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○村上評価課長 それでは、資料 2 に基づきまして、御説明をさせていただきます。資料 2 にありますものは、塩酸ジフロキサシン、これもニューキノロン系の抗生物質でござい

ますが、これを有効成分とする動物用医薬品について、これも承認後所定の期間、6年間の再審査期間が経過したことによりまして、再審査申請が行われて、それに基づいて農林水産省より、本委員会に対して評価の依頼のあったものでございます。

1枚めくっていただきますと、1ページが何回も出てきますが「別添1」と一番上に書いてあるところがございしますが、これが、先ほどの動物用医薬品2品目と同じような形でとりまとめた食品健康影響評価の案でございます。本品につきましては、専門調査会において、この塩酸ジフロキサシンについて、A D Iの設定の議論をしようという御判断になりまして、更に1ページめくっていただきましたところに「別添2」というのがございしますが、これが塩酸ジフロキサシンについてのA D Iの設定を行うに当たっての、言ってみれば評価書に当たるものでございます。

再審査においては、承認時に行われた安全性評価以降、新たな知見がないかどうかというのを、主な論点として再評価のための審議が行われるわけでございますが、これについては日本において過去A D I、あるいは残留基準等の設定がされていないということもございしますので、このような評価書を専門調査会として作成したものでございます。

以降、塩酸ジフロキサシンについての評価の内容について御報告をいたしますが、2枚めくったところのまた1ページでございますが、これの上半分のところに構造式が出ております。このような構造のものでございまして、これは豚の細菌性肺炎を対象として使用が認められているものでございます。欧州では、食用動物全般について使用が認められているということでございます。

本品につきましては、1ページ以降、生体内における代謝についての試験。5ページからは、毒性試験、急性毒性試験、あるいは亜急性毒性試験。

8ページに、慢性毒性試験として、マウスを用いた2年間の発がん性試験。

9ページに、ラットを用いた2年間慢性毒性／発がん性併合試験。

10ページに、3世代繁殖試験。

11ページに、ラットを用いた催奇形性試験。

12ページに、ウサギを用いた催奇形性試験、遺伝毒性試験等々の各種毒性試験が行われております。

13ページの(6)のところでございますが、腸内細菌叢に対する評価を行うために、微生物学的影響に関する特殊試験というものが14ページ以降、各種菌株について行われているところでございます。

これらの各種の安全性に関する資料を基に、専門調査会において議論した結果でございますが、21ページ以降、食品健康影響評価についてというのが、真ん中辺りに3として出ておりますけれども、ここにとりまとめられているところでございます。

1つは、眼に対する知見ということでありまして、投与後3時間時点におけるジフロキサシンの眼中濃度は、種によって相当高くなるということもございまして、あるいはイヌの眼組織についての知見では、メラニン色素顆粒層に富む組織では高くなるということが

報告されております。

眼検査、眼における検査が、亜急性毒性試験、あるいは慢性毒性試験において実施されておりますが、ほとんどの試験では異常は認められてないということでありますけれども、イヌの亜急性毒性試験において、網膜電位図に軽度の一過性の変化が認められるということがありますので、これらのことから考えて、これは目に対する毒性については、無影響量として 5 mg/kg 体重/ 日というふうに考えているということであります。

もう一つは、関節影響に関する知見ということで、キノロン剤、これは全般について言えることですが、未成熟な動物における関節痛や関節膨脹等の関節障害を起こすことが知られているということでありまして、それを判断基準として無影響量を推定いたしますと、1.0 mg/kg 体重/ 日ということになるということでございます。

22 ページでございますが、繁殖毒性、あるいは催奇形性については、これは認められなかったということでございます。

遺伝毒性／発がん性については、マウスにおける 2 年間の発がん性試験、あるいはラットにおける 2 年間慢性毒性／発がん性併合試験のいずれにおいてもがん原性は認められなかったということでございます。

これらをすべて考慮いたしますと「毒性学的影響のエンドポイントについて」というところでございますが、これは関節の影響に対する知見についての NOAEL の数値が一番低くなっておりますので、1.0 mg/kg 体重/ 日ということになるということでございます。

腸内細菌叢への影響を評価する上での微生物学的影響についての評価がそれ以降に書いてございますけれども、これも各種の菌株について、情報が収集されたわけでございますけれども、専門調査会といたしましては、ジフロキサシンの *Peptostreptococcus* における 50% 摂取濃度が、0.5 µg/mL ということでございますので、これは 23 ページの真ん中辺り、及び 23 ページの「一日摂取許容量 (ADI) の設定について」の上の 4 行目辺り、「これらのことから」で始まる段落がございますが、結論といたしましては、今、申し上げかけました、*Peptostreptococcus* の 8 菌株における 50% 摂取濃度の 0.5 µg/mL を採用するということが適当ということになったわけでございます。

これらの 2 つの毒性学的影響からの NOAEL と、それから微生物学的影響におけるものとを比べることが必要でございますが、24 ページを御覧いただきますと、1 つは先ほど申し上げましたような、関節の影響に基づく無影響量 1 mg/kg 体重/ 日から計算いたしまして、種差 10、個体差 10、安全係数トータル 100 を考慮いたしまして、毒性学的データからの ADI は、0.01 mg/kg 体重/ 日ということになるのではないかとということが、専門調査会での御判断でございました。

もう一つの腸内細菌叢に対する影響を考慮いたしました、微生物学的 ADI というものをそこに計算しておりますけれども、この一般的な計算式によりますと、0.0013 mg/kg 体重/ 日ということになりますので、これと先ほどの 0.01 と比べますと、微生物学的影響に

基づくA D Iの方が低い値になるということになりますので、トータルの評価といたしましては、ジフロキサシンの食品健康影響評価については、A D Iとして次の値を採用することが適当と考えられるということで、0.0013 mg/kg 体重/ 日をA D Iとして設定することとしてはどうかというのが、専門調査会での現時点における報告書の案でございます。

本日お許しいただければ、本日より4週間の間、意見・情報の募集をさせていただきたいと考えておりますが、よろしく御審議をお願いいたします。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明、あるいは記載事項に関しましては、何か御質問ございますでしょうか。

どうぞ。

○小泉委員 このA D I設定に関しまして、微生物学的データに基づいて決定されていますが、これは *in vitro* 実験ですね。今までは *in vitro* 実験でプラスであっても *in vivo* 実験で陰性になれば、やはりどちらかと言えば *in vivo* 実験を主体としたA D I設定が、今まで農薬等についてはなされてきたように思うんですが、今回この微生物学的な *in vitro* 実験を根拠にA D Iを設定されたということについて、科学的な意味があるのかということ。

もう一点の質問は、このマクロライド系の場合には、いわゆるヒトとの交差性があるので、薬剤耐性菌の影響があると言えます。ここにただし書きとして薬剤耐性菌を介した影響については、今後別途検討されるべきであるとしていますので、今回のこのキノロン系の抗生物質についても、薬剤耐性菌についての項で、ヒト臨床上で使用されているフルオロキノロン系と明らかに交差するということが記述されています。それで、やはりこの抗生剤についても、それを追加するべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○村上評価課長 まず、耐性菌の問題につきましては、今までの他の品目についての御議論の際にも、専門調査会としても同じような御指摘をされていたという経緯もございますので、これは専門調査会の方にお伝えして、お考えいただくことにさせていただきたいと思います。

もう一つの *in vitro* の微生物学的影響に関する試験でございますけれども、一般的に抗生剤については2つのメルクマールがございまして、1つは、毒性試験において生態に悪い影響がないかどうかという、いわゆる通常のA D Iの設定という考え方。

もう一つは、腸内細菌叢に対して影響を与えることがないか。ですから、それを摂取したことによって、例えば、肝臓とか、その他の体内の臓器に何らの影響を与えないんだけど、腸内細菌叢にもものすごく大きな影響を与えるということになりますと。これは下痢の原因とか、その他のいわゆる毒性学的な影響ではない影響が発生するということで、抗生剤については2つの側面から評価をして、そのいずれか低い方の値をそのもののA D Iとして取るということが一般的でございますので、専門調査会においてもその通常の方法をお取りになられたんだと思います。

○小泉委員 わかりました。

○寺田委員長 ほかにございませんか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることにいたします。

それでは、次の議題に入らせていただきます。「牛海綿状脳症（B S E）確定診断の結果について」、厚生労働省から報告がございます。

厚生労働省の南監視安全課長、よろしくお願いいたします。

○南監視安全課長 厚生労働省の監視安全課長でございます。資料3に基づきまして、御説明をいたします。

今回、我が国で18頭目になりますB S Eの牛が確認され、報告がされたわけですが、この牛は、5月10日に北海道の早来というところにあります食肉センターで処理をされまして、同じ場所にあります食肉衛生検査所においてスクリーニング検査が行われたものであります。この牛は、と畜場に搬入された時点では、股関節脱臼の病歴書が添付されておりまして、起立不能の状態であったということでございまして、一般の健康牛のと殺ラインではなくて、病畜のと殺ラインで処理されたということでございます。

性別は雌、品種がホルスタイン、月齢が68か月。生まれが、平成11年8月31日生まれでございました。

生産地、飼育地は同じ場所で、北海道の砂川市というところで生まれ育ったということでございます。

この牛につきましては、確認検査が行われ、5月12日にB S Eである旨の診断がされ同じ日に公表してございます。

めくっていただきまして、この画像はウエスタンブロット法による確認検査結果の画像でございます。左側のマウスのタンパク質、スクレーピーのものですが、4の-2と書いてございますが、これが6.4 μg 脳組織当量でございまして、4の-3が1.6 μg の組織当量で、4の-4が、0.4 μg だそうです。単位が抜けておりまして、大変失礼いたしました。次回からは、このようなことがないよう気をつけたいと思います。

次のページが、病理組織学検査と免疫組織化学検査の図でございまして、左がH E染色で空胞が認められております。また、右側のI H Cでは、茶褐色に着色した発現タンパクが見られるというふうに伺っております。

めくっていただきまして、このページと次のページがこれまでに我が国で報告をされたB S Eの牛に関する概要でございます。

これまでに18頭報告されたわけですが、生年月日を見ますと、平成8年の春生まれと申しますか、7年12月から8年4月、5月にかけて生まれたものが11頭おります。夏に1頭おります。合わせて平成8年のグループは12頭いるわけでございます。9年、10年はいません。平成11年に2頭、平成12年に2頭います。また、平成13年の冬から14年の1月にかけて2頭といったところで、グループができているということでございます。

品種は、すべてホルスタインでして、8例目、9例目が雄、去勢牛である以外は、すべ

て雌です。

生産地は、北海道が12例、神奈川県が2例、あと群馬県、栃木県、兵庫県、熊本県、それぞれ1例ずつということでございます。

確認検査の結果では、8例目、9例目が、免疫組織化学検査で陰性になっているというほかは、すべてウエスタンブロット法と免疫組織化学検査法で、両方がプラスになっています。

以上でございます。

○寺田委員長 ありがとうございます。どなたか、御質問など御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○小泉委員 1つ確認させていただきたいんですが、実際にBSE症状を出していたのは、前回のとき17例目がそうだとおっしゃったように思うんですが、それは間違いはないんでしょうか。

それと、今回ののは同じ起立不能でも、単に股関節脱臼というだけで、BSEの臨床的な診断はなされていないのかどうか、それを教えていただきたいと思います。

○南監視安全課長 と畜場において発見された牛につきましては、これまでBSEとして、事前に診断された牛はおりません。

ただ、3頭だけ疑しい症状ということで、と殺処理をしなかったものがあったわけですが、それはBSEの検査で陰性という結果が出ております。

○寺田委員長 これは、私、何回も言っておりますけれども、OIEの基準なんかを使うときに、BSEサスペクトであればサーベイランスをやるときに点数が高いというのと、日本のデータとは違いますね。矛盾しているわけでしょう。日本の場合、健康牛で、BSEテストポジティブのものが多いですね。死亡牛も入れてBSE牛テスト陽性のうちの7頭は少なくとも臨床症状が全然なしと書いてありますね。

○南監視安全課長 神経症状を呈している牛の中に、典型的なBSEとしての神経症状を呈しているものは、日本ではまだ見つかっていないということでございまして、何らかの股関節脱臼でありますとか、起立不能でありますとか、いろんな症状があるわけですが、典型的な症状として言われておりますものはなかったということでございます。

○寺田委員長 見つけて報告するインセンティブがあるとか、そのときの臨床所見で把握するとか、日本の獣医さんがきちんとやられるんでしょうけれども、イギリスのような、私の聞いた話なんですけれども、何回も何回も頻度が高くあるようなところでは、臨床症状を示しているものだけを検査すると、BSEポジティブの牛をつかまえる頻度が高い。効率上サーベイランスではBSEサスペクトをやれば、ポイントは700でしたか、何もなし健康牛が1としたら、それぐらいの価値であるとかという話になっているんですね。

だから、そういうことを、これまでもずっと言っているんですけども、こういうものを論文にして、ちゃんとしたレビューを受け専門誌に出されると、OIEなどにも強い

えると思うのです。南さんに言っているわけではなくて、学者の先生方は是非出していたでいて、そのときにいろんなレフリーの方とか専門家がいらっしゃるから、本当に日本の環境下で無症状というのは無症状なのか、ちゃんとしたレフリーの方だったら突っ込んできます。そういうことをきちっと記載しないと、なかなか日本語でこう書いておっても、あるいはホームページにたとえ英語で出しても、それはレフリーが入っていませんから、なかなかきちっと情報が伝わらないと思います。このことは、ずっと言っているんですけども実行されません。是非よろしく願いいたします。とだれかに言っておいてください。

それから、南さんはこれを持って来られたただけだと思うんですけども、この表をずっと見ますと、注の1～3がないんです。ちょっと意地悪だけれども、前のどこかに付いていて消えてしまったんだと思います。私の見た限りでは、注4と注5はあるんです。しかも、また3はもう要らないと思うんです。疑陽性が1回神奈川であったものをここへ書いてあると思うんです。だから、こういう表をつくる時には、これは要らないんだろうと思います。

○南監視安全課長 不注意があったことについては陳謝します。

○寺田委員長 だから、こういうふうにとめるのを割合神経質にやっているかどうかと、学者の先生方は是非神経質になっていただいて、アップツーデートにして頂きたいと本当に思うんです。

それから、今のウエスタンブロットの最初のマウスのたん白質の話でいいんですが、ポジティブだけならいいけれども、あとで横に比べたりするのに、BioRadのウエスタンブロットというのは、これは何なんですか。北海道大学でWBというのは何ですか。

○南監視安全課長 これは、確かに説明足らずになっておりますが、ウエスタンブロット方法でやるサンプルですが、このBioRadと記載したサンプルというのはスクリーニング検査を行った残りのものという意味でございまして、このWBと書いてありますのは、北海道大学に送られ、そこで調製されたものでございます。ですから、確かに委員長がおっしゃるように、ここの説明が正確に書いてなかったということでございますので、以後気を付けます。

○寺田委員長 勿論、私もそうだと思いますけれども、ELISAでやった残ったサンプルをチューブから取ってウエスタンブロットに使ったということですね。下の方は、新しくウエスタンブロット用に調製されたと。

だけど、これはだんだん人が代わって行って、記憶がなくなっていくと、暗号みたいになってしまいますので、是非これをきちっと書いていかれるようお願いいたします。

出てくるたびにずっと言っているんですよ。どういうふうにメッセージが伝わるんですか。いやみで言っているのではなくて、本当に今後のことを大切と思います。管理機関というのは、前おっしゃった情報をどこかで全部統一して、あるいは少なくとも置いている場所は別にしましても、ネットワークでわかるようになっている。そこに責任者がいらっ

しゃるわけでしょう。その責任者の方に言うておいていただけるとありがたいんですけども、是非お願いいたします。

半分冗談のように言いますと、研究費とかを考えますと莫大な研究費がかかっているわけです。ですから、そういう面から言っても、後から貴重なサンプルになる、サンプルそのものもそうですけれども、データそのものも非常に貴重なものですから、是非保管とデータが手に入るものであるということと、全体をまとめて国際用語で論文を出していただくということを、何回も繰り返しになりますけれども、是非お願いいたしたいと思います。このデータ自身は、これで結構だと思います。

それから、細かいことばかりでだんだん嫌になってきたんですけども、本当のことを言うて論文を書くという感じではやってないからこんなことになると思うのです。普通科学論文を書くんだったら、ここの病理組織をぱっと出すと何倍の倍率でのものかということのを常識的に書くんですけども何も入ってないです。抗体は何だと。これは書くものなんです。それが全然書いてないです。

ちょっときつい言い方だけれども、これは何をやったつもりでやっておられるのか、ここだけではないですよ。常にそうなんです。ちゃんとしてくださいというのが、本当のところですよ。だから、学者の先生方によろしく言うておいてください。

ほかに何かありますか。どうぞ。

○小泉委員 先ほどの続きなんですけど、ちょっと議事録を見直さないとわからないんですが、17番目は、確かに前回のときに、光とか音に敏感だとか、いわゆる亡くなるときは低カルシウム血症であったとか説明されましたが、亡くなった後でいろいろ考察し直したら、BSE症状が出ていたようにおっしゃったように記憶しているんです。

それが、なぜ大事かと言いますと、日本で1頭だけが英国の18万頭の1つに入るのか、あるいは18例すべてがWHOの言っている英国の100万頭の中の18頭なのかということのを、やはりきちり確認しておくべきだと思います。

○南監視安全課長 言い訳するわけではございませんが、17頭目のものは死亡牛で処理されたものでございまして、私はそのものについての情報は持っておりませんが、と畜場での診断と申しますのは、いろんな症状を持っている牛に対しては、BSEの症状はないかどうか、例えば、BSEの牛は音に敏感だということを聞いておりますので、大きな音を出したり、あるいは足をちょっと突っ突いたり、いろいろ調べておりまして、その結果こういう本当に臨床症状という1行か2行になってしまうわけなんですけど、こういう結果として出ているということでございまして、BSEであるかという疑いはいつも持って検査をしていて、一定のそういったBSE症状ではないということのを、臨床症状において確認することはやっているというふうに聞いております。

○寺田委員長 どうぞ。

○寺尾委員 もしかしたら委員長がもう既に言っているのかもしれませんが、この電気泳動のパターンなんですけれども、何か典型的なパターンと言えるかどうかというの

は、これだと団子になって1つにつながっているからわからないんです。普通はこういうパターンが出てきましたら、これはたん白質を載せ過ぎたということで減らしてもう一回パターンを取り直すのが普通なんです。というのは、本当に典型的な左右にありますような、パターンになるかどうかというのは、保証の限りではないので、ちゃんとしたデータを取らないと、最終的にちゃんとした結論が出ない気がするので、そのところをちゃんと出すようにおっしゃっていただけますか。

もし委員長とダブって言っていると申し訳ございません。

○寺田委員長 私はそんな厳しいことは言ってないですよ。

○寺尾委員 そんなことはありませんよ。

○南監視安全課長 当方の事情を申しますと、とにかくと畜場においてスクリーニング検査で陽性ということになりますとと畜場の消毒、またいつからと畜場を再開するのかという事情もございまして、できるだけ短時間で確認検査の結果を出そうということでございまして、確かにこの画像を見る限り、少し濃い試料になったのかなと思いますが、ではこれをもう一度検査しよういたしますと、また1日かかってしまうということもありまして、どうしても私どもとしては専門家の方々に、こういったあまりよくない映像での判断をしていただいているということでございます。

また、このものについて学会発表とか、そういうことはされると思いますので、その時点においてはもう少し整理をした表、あるいは画像等で行っていただけるというふうに私どもは考えておりますので、どうぞ御容赦いただきたいと思います。

○寺尾委員 結構ですけれども、これは北大と帯広畜産大学でやっているわけでしょう。と畜場でウエスタンプロットやっているわけではありませんね。だから、多分余裕はあると思うんです。

○寺田委員長 今のも含めまして、本当に学会よりもレフリーのある外国の雑誌に出してほしいんです。そうすると、いろんな問題点が明らかになります。これは、立派なBSEのポジティブで、その結果に関しては全然問題ないんですけれども、日本全体のBSEのことを把握して、情報を出すために是非必要なので、学会でしゃべったとか、あっちでやったとか、英文論文にしないとあまり意味ないですよ。

○南監視安全課長 おっしゃったことは、専門家に伝えます。

○寺田委員長 ほかに何かございますか。

それでは、どうもありがとうございました。いろいろと南さんに言っても悪いんですけども、本当によろしく願いいたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。平成17年度の新規予算であります、食品健康影響評価技術研究の実施方法につきまして、関係省庁との協議が整ったということでございますので、事務局から説明をお願いいたします。

○一色事務局次長 それでは、資料4-1を用いて説明させていただきます。本事業は、本年度より認められました、提案公募型の競争的研究資金でございます。この実施に当た

りましては、以下に（１）～（５）までの手順が必要でございますので、本日その手順を説明させていただきます。

まず（１）でございますが、研究事業の実施に当たりまして、運営委員会を開催する必要があります。本日また運営委員会につきましても、後ほど説明させていただきたいと思います。

（２）は、研究領域の決定でございます。これは、食品安全委員会の委員及び専門委員から研究領域の御提案をいただきまして、運営委員会で候補を選定し、食品安全委員会で研究領域を決定することになっております。

（３）でございますが、研究領域に応募いただきました課題の中から研究課題を決定する必要があります。１か月程度の募集を行いまして、集りました研究課題を運営委員会でまず事前評価を行い、候補を決定し、食品安全委員会において研究課題を決定していただくことになります。

（４）でございますが、研究委託費の配分及び委託契約の締結の実施に当たりましては、当委員会の事務局長は、研究運営委員会に諮った上で実施させていただくことになります。

（５）は評価でございますが、研究機関は原則３年でございます。研究期間の終了後、評価指針に基づきまして、研究運営委員会が評価を行います。評価結果につきましては、食品安全委員会に報告し、その了承を得るものと決められております。

次のページは、手順の流れ図と申しますか、フロー図でございます。まず研究領域を案として提出いただきまして、それから運営委員会において研究領域の候補を決定いたします。そして食品安全委員会におきまして、研究領域を決定いたします。そして募集を開始いたしまして、公募期間１か月間を置きまして研究課題を提案していただきます。

今年は初年度となりますので、次の研究委員会の一番左端になりますが、研究課題の事前評価を行いまして、書類審査、ヒアリング、研究課題の選定という順になります。そして、その研究課題の選定されたものについて、食品安全委員会において研究課題を決定していただくという運びになります。

そしてその結果を通知して公表するという運びが今後必要になってまいります。

以上、今後の研究事業の手順について説明をさせていただきました。

○寺田委員長 どうもありがとうございました。ただいまの説明内容につきまして、どうか御質問、御意見がございましたらどうぞ。

どうぞ。

○本間委員 このような企画が、実施の見通しを持ったというのは、大変好ましいことだと思います。ここでは、主題が技術研究ということで、技術研究ということはすなわち実際にある事象を立証するとか、実験を伴うということで技術研究ということなんでしょうか。

○一色事務局次長 リスク評価に資するということになりますので、その中身につきましては、リスク評価に資するということを念頭に置かれまして、研究運営委員会等で審査さ

れて、研究領域等が具体的な形で提案されることになると思います。ですから、勿論技術研究そのものにぴったり合うような研究領域が望ましいのですが、今後の審議の中でどういう形になるのかは、今のところはっきりと申し上げることはできないと思います。

○本間委員 内容自身の問題ではなくて、例えば、ここで評価書がありますね。あの中にいろいろな文献が載って、基本的な文献が網羅されているということになっていると思うんです。ああいうものを、本当に調べるのは、やはり当スタッフが非常にたくさんのテーマを抱えてやっているのです、すごく大変だろうといつも察しております。

例えば、ああいう中で、いわゆる一般商業誌を引用しているような例もままあるんです。普通そういうものは、よほど参考という位置で使われるべきものだと思うんですが、そういう技術研究というのは、実験で立証するというだけでなく、その過程でいろいろな過去の資料を調べるというんですか。その中で、言わば決定的なペーパーが抜けているか、抜けていないかということは、非常に大事だろうと思いますが、そういうふうな当委員会が手厚くしなければならない部分にも、技術研究を依頼することが活用し得るような条件というか、体制を組めるものでございましょうか。

○一色事務局次長 今、情報検索技術、または情報収集技術として、それが研究課題として今後位置づけられましたら可能になると思います。ですから、現在ここでそれが可能か、可能でないか、私がお答えするのは、どうも適当ではないと考えております。

○寺田委員長 よろしゅうございますか。どうぞ。

○寺尾委員 1つ確認したいんですが、この2枚目のフローがございますね。これの研究運営委員会の中で、事前評価、中間評価のところに、書類の審査からヒアリングと書いてございますね。そうしますと、事前のものは書類の審査をして、それでヒアリング審査するものをピックアップするという理解でよろしいですか。

○一色事務局次長 応募されてきた件数にもよりますが、今、先生御指摘のとおりでございまして、数が非常に多い場合等はすべてヒアリングもできないと、ですからピックアップしていただく作業には入ってくると思います。

○寺尾委員 そうしますと、先の話ですが、中間評価になりますと、こっちの方は初めから数が決まっていますから、そうするとこっちはほとんどみんなヒアリングするという話になるんですかね。

○一色事務局次長 そのように思います。

○寺田委員長 どうぞ。

○本間委員 あと(5)の評価というのがありまして、これは仮に3年間であるなら、毎年成果をいただくわけですね。通常は厚さ何センチと称する書いたものをちょうだいするということだと思うんですが、実際にはこういう具体的な成果というか、そこに表われたデータだけではなく、担当された方と我々、あるいは専門調査会の関連の方々が、直接話しをすると、要するに、紙だけではなくて、プレゼンテーションをしていただいて、我々が質疑をできるというような、多少お互いの疑問点を研究者とぶつけることができるよう

なことを含めた評価報告と言うか、そうでないとなかなか今いろんなプロジェクトが走っていて、そういうことが生かされにくいように思うんです。ですから、このところはかなりいろいろな求めが我々はあるということを1つ申し上げておきたいと思います。

○寺田委員長 ほかにございますか。また後からまとめて御質問とか御意見があったらいんですけれども、事務局の説明のあった手順に基づいて、これを推進していきたいと思うんですが、この手順を食品安全委員会において食品健康影響評価技術研究運営委員会の開催について定めることとなっています。

このことに関しまして、事務局の方で原案を用意してもらっていますので、事務局の方から説明をお願いいたします。

○一色事務局次長 それでは、資料4-2に基づきまして御説明させていただきます。食品健康影響評価技術研究運営委員会の開催につきまして、その趣旨はいわゆるこの事業を効率的かつ効果的に実施いたしますために、運営委員会を設置して運営に当たるということでございます。

その運営委員会の構成でございますけれども、構成メンバーといたしましては、第2の1の(1)にありますように、食品安全委員会の4名の常勤委員の方、それから②といたしまして、食品安全委員会の専門調査会の委員のうち、3つ評価に関するグループがございます。その3つのグループからお一人ずつ。その評価グループは、まず化学物質系の評価グループ、生物系の評価グループ、新食品系の評価グループ、各1名で計3名で、常勤委員を合わせまして、計7名で運営委員会を構成していただければいいかというふうに考えております。

また、事務につきましては、事務局長がその構成メンバーに仕事を委嘱するという形を考えてございます。

評価担当委員につきましては、評価委員は更に学識経験者を加えて、各課題ごとに3名程度の評価委員で慎重に評価を行っていただきたいと考えているところでございます。

次に第3に入りますが「調査審議事項」につきましては、運営委員会は(1)のリスク評価研究の研究領域の候補を選定していただくというお仕事は1つございます。

(2)でございますけれども、研究課題の決定に係ります審査及びリスク評価研究の評価に関するお仕事をしていただくということがあります。

(3)でございますけれども、評価技術研究委託費の予定額の決定について審議をしていただくということがございます。

第4が「庶務」でございますけれども、この運営委員会の庶務につきましては、当事務局の情報・緊急時対応課において対応いたしたいと考えております。

第5が「雑則」でございます、その他必要な事項は研究運営委員会自らが決定していただきたいというように、事務局は案として考えております。

以上でございます。

○寺田委員長 ただいまの説明に関しまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

この構成員というところで、本当に先生方の御意見を聞きたいんですけれども、化学物質系、生物系、新食品系、これはそれでいいと思うんですけれども、社会学系統のことも評価のやり方というところに入ってくる可能性がありますし、あるいはもう少し、企業だったらそんなにたくさん要らないと思いますけれども、そう言ったら失礼だけれども。

もう一つは、企画専門調査会というのがあって、この調査会はある程度いろんな計画とか、そういうことを見てくださっているというところがあるので、企画専門調査会の方がどなたか一人ここに入っていただくと、どなたかということのを頭の中に別段ないわけですが、そういう案はいかがでしょうか。このア、イ、ウにプラス1人、そういうグループから入っていただくというとは、よろしいですか。

いろいろアクティビティーを、結局この評価委員会というのは、国の研究評価指針に基づくと、内部評価になるんです。ほかの研究機関とちょっと違いますけれども、外部に委託して、全部外部でやってもらうタイプではなくて、そういうのも結構たくさんやっていますから、それでいいんですけれども、その場合に注意しなくてはいけないのは、中で好きなことをやっているとか、それから偏りがあるとか、そういうことがないのは当然ですけれども、そういうふうに思われるのはあれですから、企画専門調査会で、自然科学系でないような方が一人入っていただくというのは、そういう意味でもいいんじゃないかと思いましたけれども、ちょっとニュアンスが違うものですから、いろんな御意見があるかもわかりませんので、この委員の先生の御意見があればと思ったんですけれども、よろしくございますか。

それでは、その方をどういうふうにするかということに関しましては、また次のときにも具体的なお名前とかを御相談しながら、お一人お願いしたいと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。これから細かいことを打ち合わせされるんでしょうけれども、総合科学技術会議がこの内閣総理大臣の決定ということで、平成17年の3月29日に、国の研究開発評価に関する大綱的指針というものを発表しておりますので、全部はできないと、これはかなり大きなお金の研究費の場合ですけれども、根本的には国民の税金を使った研究であるということで、プリンスプルはこれをフォローして、いろんな申請書だとか、評価の在り方とか、お互いのコンフリクトがないとか、評価委員になったら多分逆に言うと申請できないというのが普通だと思うんです。そういうことも大体のことが書いております。

それから、どうしても入る場合には文書で明らかにしろとか、かなりやっておりますから、そういうことも含めまして申請用紙、あるいは申請要綱、大事なことは国民の人、これはこのお金の性質として、独立行政法人だとか、国の研究機関だとかでなくてもいいわけですね。会社でもいいわけですね。あるいは会社ではなくて団体でちゃんとした申請をしてOKとなったらいいと。

それから、ここで今、説明されたんですけれども、やはり基礎研究の自然研究ではありませんから、食品安全委員会としての研究領域をどういう研究領域に関して、あまり全部

だとたくさんのお金はないみたいなんですけれども、それを決めて、そこにいろんな方がアプライして、そこでいいものを選ぶと、何でもいいということではなくて、これがここに書いてある今、説明されたところなんで、是非この研究領域候補選定というところが、非常に大事になると思いますし、その前にこの案はいかがかと提出することが大事になると思いますので、是非いい研究領域を出していただければと、これは食品安全委員会委員、あるいは専門委員から研究領域の提出をお願いすると、そこから運営委員会で選ぶということであります。

何かほかにありますか。どうぞ。

○小泉委員 先ほど言われました、運営委員会に社会系の方をという話は、非常にいいことだと思うんですが、いわゆるうちの専門調査会の企画委員会に限らないで、外部も含めて、あるいはこの7人の委員会の非常勤の中村委員なんかは、非常に社会的な面も幅広く持っておられて、しかもずっと食品安全委員会の議事にも参加しておられますので、リスク評価のこともきっちり理解されていると思いますので、少し幅広く考えて検討されてはいかがかなと思います。

○寺田委員長 わかりました。企画専門調査会ということではなくて、広く考えて、多分どこかの専門調査会に属している方、あるいはこの委員会に属している方でいいんじゃないかと思います。

というのは、ここの上の化学物質、生物系、新食品の方も、そういうことになるので、そこを逆に言うと完全に外部評価にしてしまうのかということが出てきますので、全部外も含めると、1人でしょう。

だけど、こういう新しい研究分野、評価のためのいろんな領域は日本ではありませんし、農水省、厚労省で管理というのか、食べ物の研究とかはたくさんあるんですけれども、こういう評価のところに若い人が入ってくれたらありがたいと思っています。

調査研究というのが別にありますね。それは、これをやってくれと会社に頼んで、研究ではなくて何々をやってくれという話で、こちらはそれと違ってどちらかというところというカテゴリの中で、若い人たちの創意を入れて、新しい研究分野をつくっていくということが主だと思うので、その代わり主任研究者はシニアでも構わないから、その方の指揮、お世話でやっていくということになるのではないかと。これは私一人の考えで、また実際に私がここまで言うのはまずいで、またこれからここで運営委員会が決まってくると、そこでいろんな考えを出していってくださると思います。

それでは、先ほど言いました語句の訂正、それから社会系の今おっしゃってくださったことに関しましては、後に御相談して皆さんに申し上げることになります。それから、語句の訂正に関しては事務局に任せたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、今、決めていただきました食品健康影響評価技術研究運営委員会の開催については、第2の1の(2)に、研究運営委員会の構成員及び座長は、食品安全委員会の決定に基づき、食品安全委員会事務局長が委嘱するとありますが、このため研究運営委員会の構

成員をこの食品安全委員会で決定する必要がありますが、どなたか御推薦願えますか。

○見上委員 座長ですね。うちの常勤の寺尾先生がベストだと思います。是非よろしくお願いいたします。

○寺田委員長 ほかにどなたかございますか。

それでは、寺尾先生、大変でございましょうけれども、よろしくお願いいたします。

そのほかに、このことに関しまして、何か御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○本間委員 世の中の関心が高いだろうというふうに思いますけれども、この予算の大まかな範囲は、例えば、3けた～4けたぐらいなのか、あるいは3けたぐらいなのか、そういうことは今ここで適当なことも言えませんか。

○見上委員 それは、前回雑誌（食品安全）に出してありますよ。4件ぐらいで、3年間継続で、1件1年間3,000万～4,000万円位と公表されております。

○一色事務局次長 予算が成立いたしましたとき御報告いたしましたけれども、予算規模は1億2,000万円程度でございます。1課題、ほぼ4,000万程度を想定いたしております。研究期間は、おおむね3年間というふうに決められております。

以上でございます。

○寺田委員長 ありがとうございます。

○本間委員 そうすると、また新しい年度になったならば、また新しい課題で追加されるという仕組みですね。

○寺田委員長 そうですね。それは大事なことで、1年目はたくさん入っても、2年目からだんだん減らして新しいものを入れていくタイプか、同じタイプかどっちのタイプですか。これは予算だからありませんけれども。

○一色事務局次長 当委員会事務局といたしましては、来年度も同定度の額を増額を希望いたしております。

○寺田委員長 それと、内容によってもっと金額を少なくして効率的にやってくださるところもあるし、こんなことを言ったら社会系の方に大変申し訳ないんですけども、文部科学省なんかの研究費を見ましても、社会系はずっと少ないですね。それで結構いい研究をやっておられます。

どうぞ。

○齋藤事務局長 予算のことは、今、次長から御説明したとおりでございますけれども、とりあえず決まっていることは、17年度では1億2,000万が認められています。ですから、この枠の中で、最大4,000万で3件程度ということで、3か年継続と、こういう原則で大枠でやるわけです。先ほど次長から御説明申し上げたとおりで、次年度、次次年度に新規の課題を取るためには、次年度、次次年度も予算の要求をしなければいけないわけでございます。

事務局としては、そういうことで予算の要求をするということで、当然努力はしてまい

るわけですがけれども、先のことについてはこれからことです。来年度の時点でも同じような形で、増えていけるかどうかは今後の課題ですので、3年間すべてお約束できているわけではないということだけは御了解いただきたいと思います。

○寺田委員長 それから、今の確認ですがけれども、4,000万ぐらいとか言うと、それこそ数字が一人歩きするから、適当な金で、マキシマムそれぐらいであるということで、やはり300万円とか400万円でキラッと光るようないい研究があったら、数はもっと増えていってその分減ると、当然だと思います。

○本間委員 私が関心があるのは、大学がいろいろ法人化されてきて、そういうものを必要としてきているということは背景にあるかもしれませんが、それ以上にこういう研究は予備と言うか、調査段階でどれだけのいいものに絞り込んでくるかということが案外大事なのではないかと。とかく数千万という4けたの数字を並べて、研究者のほほをたたくようなことだけではなくて、やはり委員会としてかなり視点を長く持ったもので、そして最後よく準備をして、仮に1億だってやる気があるんだったら、それできちとした実証をしていただくということで、委員会自身がテーマとして、あるいは問題意識として長く持ち続けられるというふうな視点、先生がおっしゃるように金額の額を競うということよりは、そういう意識の長さというものも価値ではないかというふうに私は思っております。

○寺田委員長 おっしゃるとおりだと思います。それから、日本の予算上、余計なことかも知れませんが、やはりフィージビリティ・スタディというのが日本の予算の範囲でできないということがいつも問題になるんですけれども、だから本当はこういう提案をして、ちょっと1年間やってみて、結果が本当によかったかと、例えば、200万円ぐらいでやって。その結果により、もっと増やすとか。その次から本格的にやるとか、本当はそういうことをやるのが一番いいと、いつもそういう機会のあるときに言っています。なかなかそうではなくて、これだけの金額をぼんと来たら、そのままスタートしてしまうから、逆に言うとしまったという評価があったときには、1年目でも切ってしまうぐらいの蛮勇を振るわないといけないと思います。私はやられる方から変わってしまったから、好きなことを言っているんですけれどもね。

おっしゃるとおりだと思います。今、言われたように、大きな金額でもし動くのであれば、ここがシードの研究のお金になって、この領域が必要としたお金がもし要るのであれば、ほかの領域に移ってもいいわけですから、いい案ができればいいと本当に思っております。

そのほかにございませんでしょうか。

それでは、ここに書いてあるように、常勤の4名の先生と3分野の専門調査会からの専門家を構成員としてお願いしたいと考えております。それから、先ほど話がありました、企画専門調査会にこだわらなくて、社会系の方を。

○一色事務局次長 運営委員会の常勤4名の先生方、それから座長さんは決めていただき

ましたけれども、残りの委員の方、専門調査会からの委員の先生方を、できましたら今日お決めいただきますと、事務局は非常に助かります。

○寺田委員長 何か案みたいなものがあるんですか。

○小木津総務課長 これから配らせていただきます。

（「食品健康影響評価技術研究運営委員会構成員（案）」配布）

○寺田委員長 お手元にございますか、これが案ですね。これプラス、今の社会系の方と、それから既に御推薦いただきました、常勤委員から座長が出るということで、これは寺尾先生にお願いするということで、この下の3人、立松先生、吉川先生、池上先生と、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○寺田委員長 よろしいですか。どうもありがとうございました。

それでは、この食品健康影響評価技術研究運営委員会構成員に、プラスもう一人入るということで、平成17年度の予算事業である食品健康影響評価技術研究運営委員会の執行体制が固まりましたので、事務局におきましては報告のあった手順につきまして、研究領域の募集などの手続の開始をお願いいたしますが、その前に社会系の方は、次の委員会のときに事後承認になりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○寺田委員長 ありがとうございます。それでは、手続の開始をお願いいたします。

そのほかに、事務局、何かございますか。

○小木津総務課長 特にございません。

○寺田委員長 ほかにないようでしたら、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。意見はないようでございますので「食品安全委員会」第95回の会合を閉会いたします。

次回の委員会の会合につきましては、5月26日木曜日、14時から開催いたしますので、お知らせいたします。

また、23日月曜日、14時から「新開発食品専門調査会」が非公開で開催。

25日水曜日、14時から「農薬専門調査会」が非公開で開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

どうもありがとうございました。